

復 興 整 備 計 画

（第1回変更）

南 三 陸 町 ・ 宮 城 県

平成24年8月3日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

南三陸町全域

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ①災害に強く、将来にわたって命を守る土地利用を推進する。
- ②住まいやなりわいの場の近くに、安全な避難場所、避難路を確保する。
- ③自然や地域の絆に配慮しながら、高台などに安全な居住地を確保する。
- ④豊かな山・川・海の資源を活かした産業再生に向けた基盤施設を整備する。
- ⑤水産業や農業等の早期復旧と6次産業化の推進による地域産業を振興する。
- ⑥新しい土地利用にふさわしく、維持管理しやすい基盤施設を整備する。
- ⑦各地域の実態や意向を踏まえ、きめ細かな土地利用を進める。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

津波被害を受けた市街地及び漁村集落では、最大クラスの津波（千年に1回程度の発生確率の最大級の津波）発生時においても人命を守りつつ、財産被害もできる限り最小限にするため、住宅や公共施設の高台移転を促し、安全性の高い場所に機能を配置する。浸水した低地については、住宅としての土地利用を規制し、海岸・河川堤防等の復旧整備、避難路等の確保を早急に進めながら、基幹産業である水産業を活かした商業・観光施設、水産加工業施設等を誘導する。農業・林業・水産業・観光業の有機的な連携による産業振興を図るため、市街地及び漁村集落の背後の農地再生・森林保全を基本とし、高台造成との調整を図る。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

#### ①居住ゾーン

- ・津波浸水被害の及ばない場所での高台造成により、集団移転の受け皿となる安全な住宅地を形成する。

#### ②公共公益ゾーン

- ・志津川地域、歌津地域、戸倉地域の中心地区に主要な行政施設等を配置し、その他地区に集会所や広場等のコミュニティ施設を配置する。

#### ③農地ゾーン

- ・浸水した農地の災害復旧（42地区）やほ場整備（5地区）により優良農地の拡大、確保を図るとともに、イチゴや菊などの園芸施設の整備の推進により農地の高度利用を図る。
- ・復興整備計画区域内の農地については、引き続き優良農地として確保することを基本とする。

#### ④森林ゾーン

- ・自然環境の保全に配慮し、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう努めるとともに、林業の生産性向上を図る。

#### ⑤既成市街地・集落（浸水区域）

- ・浸水した既成市街地・集落に災害危険区域（建築基準法第39条）を指定し、住民の安全上、居住地としての利用は制限する。
- ・浸水した既成市街地・集落については、産業施設用地や公園・緑地等として活用を検討する。西戸地区や在郷地区の集団移転後の集落跡地については、農地としての活用を検討する。

<志津川地区・伊里前地区>

- ・三陸縦貫自動車道や国道45号、国道398号の交通利便性を活かしながら、水産業の再生に必要な漁港、市場、水産加工施設などを効果的に配置するとともに、港町らしい賑わいと魅力ある店舗等が並ぶ産業用地を形成する。
- ・復興の象徴であり、災害時においても多面的な役割を担う公園を整備する。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

#### 4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D-1地区	<p>事業名称：藤浜地区防災集団移転促進事業            実施主体：南三陸町            実施区域：別添の「復興整備事業総括図」のとおり            実施予定期間：平成24年度～平成27年度            集団移転促進事業に関する事項：別添の「藤浜地区防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり            その他：今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定            今後、南三陸金華山国定公園における、自然公園法第20条第3項の許可に関する事項を記載予定</p>
	D-2地区	<p>事業名称：寄木・葦の浜地区防災集団移転促進事業            実施主体：南三陸町            実施区域：別添の「復興整備事業総括図」のとおり            実施予定期間：平成24年度～平成27年度            集団移転促進事業に関する事項：別添の「寄木・葦の浜地区防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり            その他：今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</p>
	D-3地区	<p>事業名称：馬場・中山地区防災集団移転促進事業            実施主体：南三陸町            実施区域：別添の「復興整備事業総括図」のとおり            実施予定期間：平成24年度～平成27年度            集団移転促進事業に関する事項：別添の「馬場・中山地区防災集団移転促進事業計画書」（別記様式）のとおり            その他：今後、農用地利用計画の変更に関する事項を記載予定</p>
(5)住宅地区改良事業		

(6) 都市施設の整備に関する事業	<u>F-1施設</u>	<u>事業名称：南三陸町志津川東地区津波復興拠点整備事業</u> <u>実施主体：南三陸町</u> <u>実施区域：別添の「復興整備事業総括図」のとおり</u> <u>実施予定期間：平成24年度～平成29年度</u> <u>その他：今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</u>
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	<u>M-1施設</u>	<u>事業名称：南三陸町志津川東地区災害公営住宅整備事業</u> <u>実施主体：南三陸町</u> <u>実施区域：別添の「復興整備事業総括図」のとおり</u> <u>実施予定期間：平成24年度～平成29年度</u> <u>その他：今後、地域森林計画区域の変更に関する事項を記載予定</u>
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成24年度から平成29年度		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	F-1施設	・都市計画（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）【南三陸町決定】	決定	24.4ha		
2	その他施設の整備に関する事業	M-1施設					

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	D-1	○										
2	集団移転促進事業	D-2											
3	集団移転促進事業	D-3	○										
4	都市施設の整備に関する事業	F-1	○										
5	その他施設の整備に関する事業	M-1	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。